

船橋市国民保護計画素案に対する意見募集の結果について

平成18年11月27日から12月26日の間、船橋市国民保護計画素案に対する意見を募集しました。
 ご協力ありがとうございました。
 意見募集の結果について、お知らせいたします。

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成18年11月27日(月)から12月26日(火)まで

(2) 募集結果

提出者数・意見数 2人・4件

提出方法

直接持参 0人
 郵送 1人
 F A X 0人
 Eメール 1人

2. 素案に対する意見の概要とその市の考え方

番号	素案に対する意見の概要	市の考え方
1	他市との比較で特に船橋市として強調したい考え方を明確にはいかがか。	県国民保護計画に基づき市国民保護計画を作成することと国民保護法に規定されていることから、県国民保護計画に記述されている県において留意すべき事項を踏まえ、本市の地理的、社会的条件を考慮し、「本市における留意事項」として第1編第4章に記述しております。
2	公助、共助に関しては、良いと思いますが、生命、財産を保護する意味で市民の自助の部分の「あるべき姿」に関して	市国民保護計画には、国民保護法に基づき警報の伝達や避難などの国民保護措置に関する事項や体制に関する事項を記述

	追記してはどうか。(公助、共助、自助のセットで保護)	することになっていることから、自助に関する事項の記述はありません。ただ、市国民保護計画に自助についての記述がなくとも、災害に対する自助ということから、自然災害時の自助(家庭での備蓄や家族での避難についての話し合い等)と同様に住民に対し啓発を図っていきたい。
3	船橋市国民保護計画と一般防災は違うかも知れませんが、この際、市民へ本計画書の理解と市民参加の防災訓練を徹底させる施策を計画されてはと思います。	住民の国民保護の訓練への参加は、住民の自発的な意思により協力をするものとされており、強制とはならないよう配慮するものとされております。ただし、武力攻撃事態等において住民が適切に行動する必要があることから、訓練も重要なことと認識しております。今後、国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させてまいりたいと考えております。
4	寝たきり等の要援護者の避難にあたって避難施設等を配慮してほしい。	現在、自然災害時の要援護者への対応について、大規模災害応急対策検討委員会の要援護者対策部会を設け、2次避難所(福祉避難所)の設置等を含め調査・研究しているところです。国民保護計画においても、第2編第1章第5で「災害時要援護者の支援体制の整備」で記述しておりますが、その具体的方策については地域防災計画の見直しに併せて規定してまいります。

問合せ 防災課 047-436-2038